

報道関係者 各位

令和4年8月12日発表

【照会先】

労働基準部 監督課 賃金室

室長 鈴木 裕充

地方最低賃金指導官 緒方 雅浩

(代表電話)092 (411) 4578

(直通電話)092 (411) 4551

## 福岡県最低賃金の改正を答申

～時間額900円(30円引上げ)～

福岡地方最低賃金審議会(会長 <sup>ひらき</sup>平木 <sup>しんお</sup>真朗)は、8月12日(金)、福岡労働局長(<sup>あだち</sup>安達 <sup>さかえ</sup>栄)に対し、福岡県最低賃金(時間額900円 前年比+30円)の改正決定について、下記のとおり答申を行いました。

- 1 現行の最低賃金額 時間額870円に対し、引上げ額は30円、引上げ率は3.45%。
- 2 本年6月28日、福岡労働局長から福岡地方最低賃金審議会に、福岡県最低賃金の改正決定に関する諮問が行われ、同審議会はこれを受け、福岡県最低賃金専門部会を設置し、この間審議を行ってきました。

同専門部会においては、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安(Ｃランク 300円)を参酌するとともに、県内各地域の労働者及び使用者からの意見聴取内容や、県内の経済・雇用情勢、引上げに伴う影響の度合い等を踏まえながら、慎重に審議を重ねた上、専門部会報告をとりまとめ、当該報告に基づいて福岡地方最低賃金審議会が答申を行うに至りました。

また、次の付帯決議も併せて行われた。

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた一層の環境整備を行うこと。

生産性向上に向け、可能な限り多くの中小企業・小規模事業者が各種の助成金を受給でき、取り組みを進められるように支援の充実を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、より実効性ある支援の拡充、要件緩和を早急に行うこと。

コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい中小企業・小規模事業者において、賃金引上げが非正規労働者の雇用調整等につながることはないよう、特例措置として賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等支援策の創設を早急に検討すること。

併せて、雇用の安定や就職の促進のため、労働者の職業能力開発についても、支援策の充実を図ること。

なお、福岡県最低賃金については、中央最低賃金審議会が示した方法による計算において、最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象は認められなかった。

今後は、この答申を受け、異議申出の公示等の諸般の手続きを経て、福岡県最低賃金額が決定されることとなります。

改正額の効力発生日は、現時点では令和4年10月8日が見込まれます。

### 3 福岡県最低賃金の改正の推移

福岡県最低賃金額及び対前年度引上げ額、引上げ率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	814円	841円	842円	870円	900円
対前年度引上げ額	25円	27円	1円	28円	30円
対前年度引上げ率	3.17%	3.32%	0.12%	3.33%	3.45%

(引上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入)

なお、福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者（約 200 万人）に適用されます。

4 厚生労働省としては、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援策として、「業務改善助成金」の活用を促進しています。

（別紙 1 リーフレット参照）

また、当該業務改善助成金については、県内の中小企業事業者を対象にした業務改善助成金説明会を開催しています。（別紙 2 リーフレット参照）

# 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金



## 概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人(※1)	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人(※1)	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人(※1)	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## お問い合わせ先

◆ 業務改善助成金コールセンター 電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

◆ 福岡働き方改革推進支援センター 電話番号 0800-888-1699 (受付時間 平日9:00~17:00)

設備投資をお考えなら 是非！

別紙 2

# 業務改善助成金 説明会

ご参加ください！！

福岡県と福岡労働局は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金説明会を開催します。

参加  
無料

対象  
県内企業・事業所  
(中小企業事業者対象)

各回定員  
会場 20名  
※個別相談会は先着6名  
オンライン 50名

要申込

テーマ	開催日	内容	場所
業務改善助成金を活用しよう！	終了	14:00~15:00 業務改善助成金の説明	終了
	8月25日(木)		久留米総合庁舎
	8月31日(水)	15:05~16:05 ※8/10,25、 社会保険労務士による 9/2,8に実施 個別相談会(希望する方のみ)	オンライン (Zoom)
	9月2日(金)	【対象事業場】 以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の 差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	福岡西総合庁舎
	9月8日(木)		飯塚総合庁舎
	11月8日(火)		オンライン (Zoom)

※会場の詳細は県ホームページでご確認ください。

※上記説明会のほか、県では社会保険労務士による個別相談会を実施しています。詳細は労働政策課までお問い合わせください。

## お申し込み方法 ※要事前申込(申込は各日程の平日3日前まで)

### ①福岡県ホームページでのお申込み

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koyoukankeizyoseikin.html>



### ②電話での申し込み

福岡県福祉労働部労働局労働政策課 TEL: 092-643-3587

福岡県 雇用関係助成金 説明会



## お問合せ先

### ○説明会に関すること

福岡県福祉労働部労働局労働政策課 TEL: 092-643-3587 FAX: 092-643-3588

### ○雇用関係助成金の制度、支給要件等に関すること

福岡労働局雇用環境・均等部企画課(業務改善助成金)

TEL: 092-411-4717 FAX: 092-411-4895